

宮城県半導体産業振興調査検討業務 企画提案募集要領

この要領は、「宮城県半導体産業振興調査検討業務（以下「本業務」という。）」を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

(1) 案件名

宮城県半導体産業振興調査検討業務

(2) 事業目的

現在、半導体は世界各国において重要な戦略物資であり、D XやG X等の社会課題の解決にも不可欠なものとなっている。

我が国においても、経済安全保障及び国内サプライチェーンの強化の観点から様々な支援措置が施され、各地で大規模半導体製造拠点の設置が進んでいるところであり、本県においても、S B Iホールディングス㈱と台湾の大手半導体受託製造企業P SMCが新たに設立したJ SMCホールディングス㈱（以下「J SMC」という。）の立地が表明され、関連産業のさらなる集積が期待されるとともに、これを契機とした「富県躍進」の推進を求められている。本業務は、こうした背景を踏まえ、本県及び東北地域における半導体産業の現状分析等を通じて、J SMCの本県進出による経済波及効果を最大化するための方向性・課題等を明らかにするとともに、今後関係機関等と連携して制定を検討している「（仮称）みやぎ半導体産業振興ビジョン」の基礎資料を作成することを目的とする。

(3) 委託業務内容

別添「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

※ただし、本業務に係る歳出予算の繰越が県議会において承認された場合は延長することができるものとする。

(5) 事業費（委託上限額）

15,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ただし、本業務に係る歳出予算が不成立となった場合は、契約手続きの中止を行う。

2 応募資格

プロポーザルへの参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）は、次の全ての資格要件に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) この事業の募集開始時から企画提案書提出までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しない者。

(3) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は更

生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号（別表1）に規定する措置要件に該当しない者。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者。
- (9) 委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。

3 スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手までの予定は下表の通りである。

企画提案の募集開始	令和6年2月5日（月）
質問受付	令和6年2月5日（月）から 令和6年2月9日（金）まで
質問への回答	令和6年2月16日（金）までに回答
参加表明書の提出期限	令和6年2月26日（月）午後5時必着
企画提案書の提出期限	令和6年3月4日（月）午後5時必着
企画提案書の書類の審査（3者を超える場合に限る）	令和6年3月上旬
書面審査の結果発表（3者を超える場合に限る）	令和6年3月上旬
企画提案書のプレゼンテーション審査	令和6年3月中旬 ※予定
審査結果の通知	令和6年3月下旬 ※予定
見積合わせ、契約の締結	令和6年3月下旬 ※予定
業務開始	令和6年3月下旬 ※予定

4 企画提案に関する質問受付及び回答

(1) 受付期間 令和6年2月5日（月）から令和6年2月9日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。

semicon@pref.miyagi.lg.jp（宮城県経済商工観光部半導体産業振興室）

ウ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和6年2月16日（金）までに宮城県経済商工観光部半導体産業振興室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

5 参加表明書の提出

(1) 提出書類

企画提案参加表明書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和6年2月26日（月）午後5時（必着）

(3) 提出方法

電子メール等により提出すること。なお、ファイル容量の都合上送信できない場合は連絡すること。

(4) 提出先

宮城県経済商工観光部半導体産業振興室

E-mail : semicon@pref.miyagi.lg.jp

(5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けない。

6 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式）

規 格：A4判横書き、片面印刷とし、電子データにより提出すること。

ページ数：上限は設けないが20ページ程度を目安とすること。

ウ 応募資格に係る宣誓書（様式第4号）

エ 参考見積書（任意様式）

- ・本業務に係る経費（人件費、交通費等）はすべて計上すること。
- ・仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。
- ・参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

(2) 提出方法

ア 提出期限

令和6年3月4日（月）午後5時必着

イ 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、ファイル容量の都合上送信できない場合は連絡すること。

※押印が必要な書類は、押印のうえ写しをPDF形式で提出すること。押印した原本はプレゼンテーション審査の際に提出を求めるのでそれまで保管すること。

ウ 提出先

宮城県経済商工観光部半導体産業振興室

E-mail : semicon@pref.miyagi.lg.jp

(3) 企画提案書の構成

ア 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者」、「担当者（所属・氏名）」及び「担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）」

イ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

ウ 本文

以下の項目が整理された内容であること。

- ・東北地方の地域性を踏まえた本県が取り組むべき半導体産業振興の方向性の仮説
- ・今後集積を目指すべき関連企業等
- ・サプライチェーンの強靱化を促進する交通インフラのあり方
- ・半導体人材（回路設計、製造プロセス等）の育成及び産学官連携のあり方
- ・本県が果たすべき役割
- ・上記仮説の検証方法

エ 提案者による独自の提案（任意）

オ 業務実施体制

- ・調査業務のスケジュール
- ・業務実施体制

カ 同種の業務の過去の実績

（4）留意事項

- ・企画提案は1者につき1案とする。
- ・提出された書類の差替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- ・審査は提出された企画提案書類により行うが、企画提案書類の提出後、内容について確認や説明を求めることがある。
- ・企画提案の提出に係る全ての経費は企画提案者の負担とする。
- ・提出した企画提案を取り下げる場合には、速やかに取下願（様式第5号）を提出すること。なお、取下願の提出があった場合、再度の企画提案は認めない。
- ・提出された企画提案書類は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので、予め承知すること。

7 企画提案書の審査及び選定

（1）評価・選定の体制

ア 候補者の選定

県が設置する選定委員会において、評価基準（別表2）に基づき、提案書類及びプレゼンテーションの総合評価を行うこととし、選定委員が採点した評価点の合計点（以下「評価合計点」という。）が6割以上でかつ最も上位であった提案者を業務委託候補者に選定する。

なお、応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、事務局により書類審査を実施し、上位3者を選定する。

イ 同点の場合の取り扱い

評価合計点が6割以上で最も上位の者が複数いる場合、各選定委員の評価において1位の採点を最も多く取得した提案者を業務委託候補者に選定する。

ウ 応募者が1者の場合

応募者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として決定する。

エ 協議による選定

次点以下の提案者に選定委員の過半以上に1位と採点された者がいる場合など、委員長が必要と認める場合は、委員間の協議により業務委託候補者を選定する。

（2）書類審査

ア 書類審査の実施日

令和6年3月上旬を予定

イ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、事務局により評価基準（別表2）に基づいて審査し、書類審査の結果、提案者の中から上位3者を選定する。

ウ 書類審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。

(3) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和6年3月下旬を予定。詳細は、応募者に別途通知する。

イ 実施場所

宮城県庁内を予定。詳細は、応募者に別途通知する。

ウ 実施方法

- ・プレゼンテーションへの出席者は1者につき3名以内とする。
- ・1者当たりの持ち時間は40分以内（説明20分以内、質疑応答20分以内）とし、県から指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこと。
- ・当日の新たな資料配付は、企画提案の差し替えや変更にあらず、補足説明の範囲を超えないものに限り認める。その場合は8部持参すること。
- ・プレゼンテーションの会場には県でプロジェクタ又はモニター及びHDMIケーブルを用意するので、パソコンを持参して説明することも可とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者全員に文書により通知する。

また、「入札結果等の公表要領（平成20年4月1日施行）」に基づき、見積合わせの結果及び選定に係る下記の事項を公表する。

ア 参加者名称

イ 選定された候補者の名称と得点

ウ 他の参加者の得点（得点を点数順に記載するのみで、参加者名は列記しない）

エ 選定委員名

(5) 業務委託候補者の選定の取消

次の場合は、業務委託候補者の選定を取消し、(1)アによる評価合計点が次点の者を業務委託候補者とする。

ア 業務委託候補者が辞退した場合。

イ 委託契約を締結するまでの間に、2の応募資格を有しないことが判明した場合。

8 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

(2) 提出書類に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合。

(3) 本募集要領等に従っていない場合。

(4) 同一の提案者が、2件以上の企画提案書を提出した場合。

(5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案。

(6) その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

9 委託契約の締結

(1) 委託契約先

本業務は、原則として、業務委託候補者に委託する。

(2) 仕様の決定

委託する仕様内容は、プレゼンテーションの審査結果通知後、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と業務委託候補者とで協議の上決定する。

(3) 見積合わせの実施

県は、業務委託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を委託するものとする。

(4) 委託料の支払条件

業務委託料の支払条件については、県と委託候補者との協議により、契約書で定めるものとする。

(5) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(6) その他

本業務の実施により知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず、第三者に漏洩してはならない。

10 問い合わせ先

宮城県経済商工観光部半導体産業振興室（担当：柴田）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（県行政庁舎14階）

TEL 022（211）2486 FAX 022（211）2739

(別表1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱 別表

措 置 要 件
1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。

(別表2) 評価基準

審査項目		審査の観点	配点
1 企画提案のポイント			【180】
① 東北地方の地域性を踏まえた本県が取り組むべき半導体産業振興の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 国内における半導体産業の現状を踏まえ、本県及び東北地方における半導体産業の現状及び課題等を的確に把握しているか。 上記現状等を踏まえた上で、J SMCの本県進出を契機とした本県の関連産業振興の方向性について、説得力ある仮説が提示されているか。 上記仮説において、東北全体の半導体関連産業振興に向けた本県の位置づけ等が具体的に示されているか。 	50	
② 今後集積を図るべき関連企業等	<ul style="list-style-type: none"> 東北地方における半導体産業の取引構造（材料、製造装置、前工程及び後工程等）について必要な情報・知見を有しているか。 本県における半導体産業の加速化のため、今後さらに集積を図るべき関連企業について具体的な考えが示されているか。 	30	
③ サプライチェーン強靱化を促進する交通インフラのあり方	<ul style="list-style-type: none"> 本県の道路、港湾、空港等の交通インフラについて、本県及び東北地方の半導体関連企業との位置関係も考慮しながら、サプライチェーンの強化につながる提案がなされているか。 	20	
④ 半導体人材の育成及び産学官連携のあり方	<ul style="list-style-type: none"> 本県及び東北地方における半導体人材の需要・供給力等の現状と見通しについて必要な情報・知見を有しているか。 上記情報等を踏まえた本県及び東北地方における人材育成（回路設計、製造プロセスなど）や産学官連携のあり方について具体的な提案がなされているか。 	30	
⑤ 自由提案	<ul style="list-style-type: none"> その他、本県及び東北地方における半導体産業の振興に重要と思われる視点・取組等が提案されているか。（例：県内企業と半導体関連企業との連携促進のあり方など） 	30	
⑥ 上記仮説を検証するための調査分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 仮説として提示した半導体産業振興の方向性について、その検証方法に具体性があるか。 調査分析の内容とその積算額が適切であるか。 	20	
2 業務遂行能力関係			【20】
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか、 本業務にふさわしい業務実績及び経験はあるか。 	20	
合 計			【200】